

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 2 月 1 日提出

案件担当等 部 課	政策部政策課
案件名称	三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 部会議した日 審議	—
資料の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例の基本方針を下記のとおり決定することについて</p> <p>1 提案の根拠・理由</p> <p>二町谷地区の北公園、北護岸及び浮棧橋は、「三浦市二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクト」に基づき設置された施設である。各施設は、同プロジェクトに沿った一体的な管理運営が求められ、その指定管理者についても、同プロジェクトの主旨に沿った選定を行うことが適当であるため、これを目的として「三浦市二町谷地区海業プロジェクト関係施設指定管理者選定委員会」を新設するものである。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>現在の 3 つの委員会とは別に、「二町谷北公園」、「二町谷北護岸」、「二町谷浮棧橋第 1 号」及び「二町谷浮棧橋第 2 号」（以下「北公園等」という。）を新たに所掌する「三浦市二町谷地区海業プロジェクト関係施設指定管理者選定委員会」を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>	
<p>現状と課題</p> <p>現状、指定管理者選定委員会は、「文教・スポーツ施設」「産業振興・基盤施設」「社会福祉施設」の 3 つの委員会を設け指定管理者の候補者を選定していて、北公園等は、産業振興・基盤施設指定管理者選定委員会が所掌している。北公園等については、プロジェクトの主旨に沿った選定が必要なため、新たな選定委員会が必要である。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>上記、基本方針のとおり三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例の一部を改正することとしたい。審議決定後は、令和 4 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出する。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係 なし</p>	
<p>備考 説明員 矢尾板政策課長</p>	